

「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を改定しました (2021年3月改定)



茨城県 県民生活環境部 環境政策課

県では、2016年に「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を策定し、地域との共生が図られた適正な導入を推進してきたところですが、この度、より一層の適正導入を図るため、ガイドラインを以下の通り改定することとしました。

1 改定の背景

○ 本ガイドラインでは固定価格買取制度(FIT)の認定を受けた事業用太陽光発電施設を対象に運用してきましたが、FIT買取価格の下落などから、今後、FIT認定を受けない事業用太陽光発電施設が県内に設置される可能性があります。

○ これらのFIT認定を受けない事業用太陽光発電施設についても地域と共生した適正な設置・管理が求められることから、本ガイドラインの対象とする改定を行いました。

2 主な改定内容

【変更点1】

○ 固定価格買取制度(FIT)の認定を受けない出力50kW以上の事業用太陽光発電施設についても、本ガイドラインの対象となります。

【変更点2】

○ 全県的なデジタル化の動きから、本ガイドラインに基づく事業概要書等について押印を必要としないこととします。

※ 出力10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うようお願いします。

※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合、市町村の条例等が適用になります。

3 施行期日

2021年4月1日

4 問い合わせ先

茨城県 県民生活環境部 環境政策課
地球温暖化対策G

TEL 029-301-2939 / FAX 029-301-2949